

様式第1号（第5関係）

長野市雨水貯留施設災害復旧助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、雨水貯留施設災害復旧助成事業を下記のとおり実施したいので、助成金 円を交付してください。

記

1 助成事業の内容

(1) 被災した日及び原因 年 月 日

(2) 被災した雨水貯留施設の状況

(3) 設置場所 長野市

(4) 設置内容

製品名	容量	数量	見積単価	見積金額	助成金額
計					

(5) 事業の完了予定日 年 月 日

(6) 日中の連絡先（携帯電話等）

2 関係書類

(1) 位置図（住宅の位置等の案内図）（長野市雨水貯留施設助成金と同時に申し込む場合は不要）

(2) 設置前の写真

(3) 罹災証明書（雨水貯留施設を設置する住宅等の建築物に係るもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

※欄は記入しないこと	※被災施設	0	基	<input type="checkbox"/> 7年以上	<input type="checkbox"/> 7年未満
	※確認欄	年	月	日	職氏名

様式第2号（第7関係）

長野市雨水貯留施設災害復旧助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付長野市指令 河第 号で助成金の交付決定のあつた
年度長野市雨水貯留施設災害復旧事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の内容

製品名	容量	数量	購入単価	購入金額	助成金額
計					

2 工事完了年月日 年 月 日

3 関係書類

(1) 設置後の写真

(2) 領収書の写し（購入費用と設置費用等の別が確認できるもの）

※欄は記入しないこと	※確認欄	申請金額	交付確定額

様式第3号（第8関係）

雨水貯留施設の維持管理に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水貯留施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、長野市雨水貯留施設災害復旧助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受ける雨水貯留施設とする。

第2条 乙は、雨水貯留施設の設置目的に沿った機能を発揮するため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 雨水貯留施設の設置完了後又は工事完了後、目づまり、その施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいはその施設の異常からその他の物に事故、問題等が生じたときは、乙は自らの責めにより復旧、解決するものとする。

第4条 乙は、当該施設を助成金交付確定の日から7年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

2 前項の期間にかかわらず、乙が雨水貯留施設を廃止し、又は変更しようとする場合にあってはあらかじめ甲の承認を受け、乙が転居等に伴い、雨水貯留施設を第三者に譲渡しようとする場合にあってはその旨を甲に届け出なければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
氏名 長野市

印

乙 住所

氏名

印

様式第3号（第8関係）

雨水貯留施設の維持管理に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水貯留施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、長野市雨水貯留施設災害復旧助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受ける雨水貯留施設とする。

第2条 乙は、雨水貯留施設の設置目的に沿った機能を発揮するため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 雨水貯留施設の設置完了後又は工事完了後、目づまり、その施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいはその施設の異常からその他の物に事故、問題等が生じたときは、乙は自らの責めにより復旧、解決するものとする。

第4条 乙は、当該施設を助成金交付確定の日から7年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

2 前項の期間にかかわらず、乙が雨水貯留施設を廃止し、又は変更しようとする場合にあってはあらかじめ甲の承認を受け、乙が転居等に伴い、雨水貯留施設を第三者に譲渡しようとする場合にあってはその旨を甲に届け出なければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
氏名 長野市

印

乙 住所

氏名

印

